

新学習指導要領告示によせて

健康な学校づくりに期待する

吉田 瑩一郎
日本体育大学名誉教授



よしだ・えいいちろう 1929年4月、青森県生まれ。1967年から文部省体育局学校保健課教科調査官、体育局体育官等を経て、1989年日本体育大学・同大学院教授。現在は同大学名誉教授。1999年日本安全教育学会会長。2002年に21世紀新しい時代の健康教育推進学校表彰審査委員会小委員長(現在)。主な編著書に『現代学校保健全集』全18巻(江口、高石と共編：ぎょうせい：1982年)、『小学校保健の授業』(ぎょうせい：1991年)、『学校保健大事典』(ぎょうせい：1996年)、『新しい保健科教育』(教育出版：2000年)など。教科書『小学保健』(光文書院)著作者代表。

平成20年3月28日、およそ10年ぶりに改訂学習指導要領が告示された。

今後の改訂は、中央教育審議会答申(平成20年1月17日)に述べられているように、改正教育基本法および改正学校教育法をふまえ、「知識基盤社会」に「生きる力」を育てるという視点に立って行われたものと推測される。

小学校学習指導要領を手にしてみると、その構成が現行の「総則」、「各教科」、「道徳」および「特別活動」に「外国語活動」と「総合的な学習の時間」が加えられ、全体として6章で構成されていることに気づく。学校として、改訂学習指導要領の趣旨をどのように受け止め、どのように教育課程を編成し実践を展開していくか、また、そのなかで子どもたちの健康づくりをどのように位置づけて進めていくか、各学校の対応が注目されるところである。

1. 総則 教育課程編成の原則と健康な学校づくり

学習指導要領改訂のたびごとに指摘されてきたことは、その受け止め方を特定の教科等における授業改善の課題としてとらえ、学校経営上のテーマとして受け止めるという発想や問題意識が乏しいということである。

そこで、総則第1の教育課程編成の原則の項に注目してみると、「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、(中略)適切な教育課程を編成するものとする」とされ、現行の規定に「教育基本法」と「学校教育法」が加えられていることに気づくのである。このことは、改正教育基本法に教育の目標が規定され(第2条)、知・徳・体の調和のとれた発達(第2条の1)を基本としつつ、具体的な教育の目標が定められたこと(同—2—5)、また、学校教育法の一部改正(平成19年6月)によって、義務教育の目標(第21条)が規定されるとともに、小・中・高等学校等において教育活動を進めるにあたって、特に意を用いるべき事柄が次のように定められたこと(第30条—②、第49条、第62条等)、などによるものと考えられる。

「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基

礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」。(第30条—②)

このような法の趣旨は、教育課程編成の原則の項の後段に盛り込まれ、教育基本法から学校教育法、そして学習指導要領に至る一貫した流れを読み取ることができるのである。

ところで、「児童の人間として調和のとれた育成」は、昭和52年の学習指導要領以来一貫して求められてきたフレーズであり、知・徳・体の調和にほかならない。このため、学校教育を「知・徳・体の調和のとれた心豊かなたくましい児童の育成」とし、学校経営の柱に「確かな学力づくり」「心づくり」「健康・体力づくり」を掲げ、全教職員がそれぞれに役割を分担し、創意工夫を生かした特色のある教育活動を展開して、文字どおり「健康な学校づくり」に成果をあげている学校も少なくない。このような学校においては、総則で求めている家庭や地域との連携による児童の生活習慣や学習習慣の確立、言語活動の充実などにも成果が見られることは言うまでもない。

そして、このような学校を訪ねて感じることは、子どもたちがとてもすがすがしく、元気で、授業にも生き生きとして参加している姿に心を打たれるのである。「健康は自己実現そのものであり、全人的、包括的な概念である」という小泉明東京大学教授（健康概念に係わる理論的研究：文部省科学研究費補助金研究成果報告書：昭和59年）の考え方を今一度かみしめたいものである。

2. 体育・健康に関する指導と保健・安全

体育・健康に関する指導が、道徳教育と並んで総則に規定されるようになったのは昭和43年の改訂のときからで、「第3 体育」として位置づいたものである。「体育・健康に関する指導」とされたのは、平成10年12月の現行学習指導要領からであり、心の健康、薬物乱用、生活習慣病の兆候などの新たな健康課題に適切に対応し、心身の健康に関する指導をより充実させる観点から加えられたものである。

今回の改訂では、改正学校教育法第21条の8の「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を

養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること」という義務教育の目標達成の観点もあって、新たに安全に関する指導（安全教育）と食育に関する指導（食育教育）を加え、体育・健康に関する指導全体の充実を促したものといえる。

そして指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体で行うこと、その際、体育科の時間はもとより、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うこと。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践が促されるようにすること、などが強調されている。

したがって、学校経営の視点から、あらためてそれぞれの活動について点検し、改善点を見いだししておく必要がある。現行の場合においても、すでに改訂学習指導要領の趣旨を先取りしたような形で、見事な実践を展開している学校もけっして少なくない。

保健・安全の立場からいえば、総則の趣旨を体现した「学校保健計画」と「学校安全計画」を作成することである。この計画は、学校保健（保健教育・健康管理・組織活動）と学校安全（安全教育・安全管理・組織活動）の総合的な基本計画として作成することで、調整と統合というこの計画の機能を発揮する。

その場合、学校教育目標具現化の視点から、学校安全の場合であれば学校安全目標、指導の重点、学年の重点目標、安全教育と安全管理のねらい、安全学習と安全指導の教科・領域別の指導の重点など、学校安全活動の全体像を示す全体計画を作成し、そのうえで年間計画そして月間計画を作成するということである。学校保健計画についても同様で、くれぐれも保健の行事計画にならないよう留意することである。

体育・健康に関する指導の趣旨が学校経営に生かされ、安全・安心で健康な学校づくりがいつそう推進されることを期待するものである。

保健領域の 改訂のポイント



東京学芸大学教授 渡邊 正樹

小学校および中学校の新学習指導要領が告示されました。今回の改訂は教育基本法改正および教育三法改正をふまえ、現行版学習指導要領の理念である「生きる力」の育成を踏襲しつつ、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成といった新たな方向性も示されています。また国語・算数・社会・理科・体育において標準授業時数が増加しました。体育科保健領域ではこのような全体的な改訂を反映しながら、保健独自の改訂の特徴もみられます。ここでは体育科保健領域の改訂のポイントをまずおさえたうえで、学年ごとの内容の特徴について述べたいと思います。

3つの改訂のポイント

改訂の第1のポイントは、保健領域の時間配当は現行版と変更はありませんが、現行版に加えて内容が増加していることです。具体的には第3学年の最初と第6学年の最後に新たな内容が加わりました。また第5学年の「けがの防止」においても、追加と思われる記述があります。第2のポイントは、内容が独立したり、また順序が入れ替わったりという改訂点です。そして第3のポイントは、「内容の取扱い」にみられる「知識を活用する学習活動を取り入れる」という記述です。

それでは学年を追って、改訂内容の詳細をみてみましょう。

3年—新内容「健康の考え方」

まず第3学年ですが、現行版の「毎日の生活と健康」に「ア 心や体の調子がよいなどの健康の状態は、主体の要因や周囲の環境の要因がかかわっていること」が加わりました。現行版では、「調和のとれた生活」から始まっていましたが、健

康の考え方の内容をおくことによって、これから保健学習がスタートすることが明確に示されたこととなります。このことは保健学習と保健指導の区別を図るうえでも意義あることと思われます。

実際の授業では、「心や体の調子がよいなど」と書かれているように、児童が自分の心や体の状態を振り返り、実感を通して健康を理解できるような学習が求められると思います。「主体の要因や周囲の環境」については、最初の授業ではあくまでも導入にとどめ、第2時以降につなげるようにします。すなわち主体の内容として「食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活」と「体の清潔を保つこと」を学び、周囲の環境の内容として「明るさの調節、換気などの生活環境を整えること」を学びます。わずか4時間程度の配当時間ではありますが、小学校から高校に至るまでの保健学習における核ともいえる内容を、第3学年の最初に学習することになります。

4年—個人差への配慮を

第4学年では、現行版の「(2) 育ちゆく体とわたし」のAの内容が2つに分かれ、ア、イ、ウの3つの内容で再構成されました。特に大きな変更としては、Aの内容に「体の発育・発達には、個人差があること」を明記した点があげられます。現行版では「内容の取扱い」とどまっていた個人差とそれへの肯定的な受け止めが、学ぶべき学習内容として重みをもったと考えられます。

5年—単元の入替えと

新内容「犯罪被害の防止」

次に第5学年ですが、ここでは「けがの防止」と「心の健康」が入れ替わり、(1)に「心の健康」が位置づけられました。これによって第4学年の

「(2) 育ちゆく体とわたし」のイに含まれる「異性への関心が芽生えること」とのつながりも明確になりました。またアにおける「年齢に伴って」という表現は、これまでの「年齢とともに」とは異なり、第4学年の「体の発育・発達」と同じ表現となりました。体の発育・発達と心の発達を、系統性をもって、あるいは関連を図りながら指導するという方向がみえてきたと思います。

ところでウの「不安や悩みへの対処」については、表記上特に変更はありませんでしたが、ここでは指導するうえで注意すべきことがあります。ウではいろいろな不安や悩みの対処の方法を学ぶわけですが、現行版に基づく実際の授業場面では、特定の対処法を取り上げて実践するという指導がよく見受けられます。しかしここでは、対処法自体を身につけることをめざすのではなく、いろいろな方法があることを理解するのが学習内容となっているわけです。

さて、大きく変わった内容の1つが「けがの防止」です。今回の改訂では、アについては「交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止」という記述になりました。この「身の回りの生活の危険」とは何を指すのでしょうか。現行版の解説では、学校生活の事故や水の事故が取り上げられていました。これらはもちろん「身の回りの生活の危険」の一部ですが、近年子どもたちの安全を脅かしている犯罪もまた「身の回りの生活の危険」に含まれると考えられます。ただし、「身の回りの生活の危険」として犯罪被害を取り上げる場合でも、保健学習においては防犯教室とは区別して、けがが発生する要因とけがの防止についての理解を中心として学習することになります。

また、けがの手当については表現の変更がありました。内容は大きく変わるものではないと思います。ただしここでの学習は、実習を通じてけがの簡単な手当の原理・原則を理解することにあります。授業の中で実際に適切な手当ができるようになることをめざすのではなく、けがが発生した場合の手順および簡単なけがの手当を理解し、けがに応じてそれを当てはめることの理解を図ります。実習そのものに焦点を当ててしまい、肝心な理解が不十分にならないように注意して指導することが大切です。

6年—新内容「地域の保健活動」

第6学年では、現行版の「病気の予防」の内容がア～エとして整理されるとともに、新たに「地域では、保健にかかわる様々な活動が行われていること」がオとして加わりました。地域における保健活動は、現行版では中学校や高校にも位置づいています。小学校の改訂版に加わることで、小中高を通じて、系統性をもって地域の保健活動を学ぶこととなります。しかし「病気の予防」として小学生が理解しやすい地域の保健活動の内容は限られていますので、予防接種など児童自身が受けた経験のある保健活動を取り上げるなどの工夫が必要だと思えます。また「病気の予防」のア～エで取り上げた内容を、地域の保健活動の視点から見直し、まとめを図るという工夫もできるのではないのでしょうか。

なお「病気の予防」全体の配当時間が8時間程度のみでオが加わっていますので、今回大きな変更がなかったア～エの指導計画も見直す必要があるでしょう。

知識を活用する保健学習について

最後に「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2-(6)にある「保健の指導に当たっては、知識を活用する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うこと」について触れておきましょう。改訂版学習指導要領における指導の中では、知識・技能の習得・活用や探求が特に重視されています。「探求」は主に「総合的な学習の時間」で行うととらえられていますので、各教科では主として知識の習得・活用を図ることになります。保健領域においては、知識を活用する学習活動は特別なものではなく、思考・判断を重視した学習活動全般を指すと考えられます。したがって現行版でも取り上げられた学習活動の多くが該当すると思いますが、ぜひ注意していただきたいことがあります。それは学習活動の工夫ばかりに目がいきまじ、肝心の学習内容がおろそかになっている授業が少なくないということです。学習活動は学習内容があってはじめて意味をもちます。学ぶべき内容の理解を助けるために適切な学習活動を選択するという視点から、授業を計画してほしいと思えます。

(わたなべ・まさき)

平成20年3月28日告示

小学校学習指導要領「第9節 体育」保健領域

注1：今回の改訂で特に特徴的と思われる箇所について，編集部判断でアンダーラインを引きました。

注2：運動領域に関する記述は割愛しました。

第9節 体育

第1 目標

心と体を一体としてとらえ，適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して，生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り，楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

1 目標

- (1) 簡単なきまりや活動を工夫して各種の運動を楽しくできるようにするとともに，その基本的な動きを身に付け，体力を養う。
- (2) だれとでも仲よくし，健康・安全に留意して意欲的に運動をする態度を育てる。

2 内容……略

3 内容の取扱い

- (1)(2)(3)……略
- (4) 各領域の各内容については，運動と健康がかかわっていることの具体的な考えがもてるよう指導すること。

〔第3学年及び第4学年〕

1 目標

- (1) 活動を工夫して各種の運動を楽しくできるようにするとともに，その基本的な動きや技能を身に付け，体力を養う。
- (2) 協力，公正などの態度を育てるとともに，健康・安全に留意し，最後まで努力して運動をする態度を育てる。
- (3) 健康な生活及び体の発育・発達について理解できるようにし，身近な生活において健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。

2 内容

A～F……略

G 保健

(1) 健康の大切さを認識するとともに，健康によい生活について理解できるようにする。

ア 心や体の調子がよいなどの健康の状態は，主体の要因や周囲の環境の要因がかかわっていること。

イ 毎日を健康に過ごすには，食事，運動，休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けること，また，体の清潔を保つことなどが必要であること。

ウ 毎日を健康に過ごすには，明るさの調節，換気などの生活環境を整えることなどが必要であること。

(2) 体の発育・発達について理解できるようにする。

ア 体は，年齢に伴って変化すること。また，体の発育・発達には，個人差があること。

イ 体は，思春期になると次第に大人の体に近づき，体つきが変わったり，初経，精通などが起こったりすること。また，異性への関心が芽生えること。

ウ 体をよりよく発育・発達させるには，調和のとれた食事，適切な運動，休養及び睡眠が必要であること。

3 内容の取扱い

(1)(2)……略

(3) 内容の「G保健」については，(1)を第3学年，(2)を第4学年で指導するものとする。

(4) 内容の「G保健」の(1)については，学校でも，健康診断や学校給食など様々な活動が行われていることについて触れるものとする。

(5) 内容の「G保健」の(2)については，自分と他の人では発育・発達などに違いがあることに気付き，それらを肯定的に受け止めることが大切であることについて触れるものとする。

〔第5学年及び第6学年〕

1 目標

- (1) 活動を工夫して各種の運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに，その特性に応じた基本的な技能を身に付け，体力を高める。

- (2)協力、公正などの態度を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を育てる。
- (3)心の健康、けがの防止及び病気の予防について理解できるようにし、健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。

2 内容

A～F……略

G 保健

(1)心の発達及び不安、悩みへの対処について理解できるようにする。

ア 心は、いろいろな生活経験を通して、年齢に伴って発達すること。

イ 心と体は、相互に影響し合うこと。

ウ 不安や悩みへの対処には、大人や友達に相談する、仲間と遊ぶ、運動をするなどいろいろな方法があること。

(2)けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができるようにする。

ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。

イ けがの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。

(3)病気の予防について理解できるようにする。

ア 病気は、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境がかかり合って起こること。

イ 病原体が主な要因となって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐことや病原体に対する体の抵抗力を高めることが必要であること。

ウ 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事をとること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身に付ける必要があること。

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

オ 地域では、保健にかかわる様々な活動が行われていること。

3 内容の取扱い

(1)(2)(3)(4)……略

(5)内容の「G保健」については、(1)及び(2)を第5学年、(3)を第6学年で指導するものとする。

(6)内容の「A体づくり運動」の(1)のアと「G保健」の(1)のウについては、相互の関連を図って指導するものとする。

(7)内容の「G保健」の(3)の工の薬物については、有機溶剤の心身への影響を中心に扱うものとする。また、覚せい剤等についても触れるものとする。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)地域や学校の実態を考慮するとともに、個々の児童の運動経験や技能の程度などに応じた指導や児童自らが運動の課題の解決を目指す活動を行えるよう工夫すること。

(2)一部の領域の指導に偏ることのないよう授業時数を配当すること。

(3)第2の第3学年及び第4学年の内容の「G保健」に配当する授業時数は、2学年間で8単位時間程度、また、第2の第5学年及び第6学年の内容の「G保健」に配当する授業時数は、2学年間で16単位時間程度とすること。

(4)第2の第3学年及び第4学年の内容の「G保健」並びに第5学年及び第6学年の内容の「G保健」(以下「保健」という。)については、効果的な学習が行われるよう適切な時期に、ある程度まとまった時間を配当すること。

(5)第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、体育科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1)(2)(3)(4)……略

(5)保健の内容のうち食事、運動、休養及び睡眠については、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮するとともに、保健を除く第3学年以上の各領域及び学校給食に関する指導においても関連した指導を行うよう配慮すること。

(6)保健の指導に当たっては、知識を活用する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うこと。

健康の概念のとらえ方

～3年「けんこうな生活」～

埼玉県川口市立戸塚南小学校教諭 佐野 隆之



はじめに

新学習指導要領が告示され、体育科においても変更点が明らかになった。

保健領域では、時間数の増減はない。しかし、内容は純増している。我々教師に求められる工夫が、さらに多くなると感じている。

その1つが3年生で学習する「けんこうな生活」である。具体的な内容は以下の通りである。

(1)健康の大切さを認識するとともに、健康によい生活について理解できるようにする。

ア 心や体の調子がよいなどの健康の状態は、主体の要因や周囲の環境の要因がかかわっていること。

イ 毎日を健康に過ごすには、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けること、また、体の清潔を保つことなどが必要であること。

ウ 毎日を健康に過ごすには、明るさの調節、換気などの生活環境を整えることなどが必要であること。

イ、ウについては現行の内容と重なるものであるが、アの内容が新たに加えられた。そこで、本稿では、新たに加えられた内容、アについて考えてみたい。また、変更点を鑑み、今後どのような授業展開が考えられるかを提案してみたい。

1. 変更点をどうとらえるか

～「けんこう」の考え方・概念～

新設された内容アは、前段を健康の考え方、健康の概念ととらえることができる。そして内容のイと対応する「主体」と、内容のウと対応する「周囲の環境」が、健康に過ごすために必要であるとしている。

つまり、この単元「けんこうな生活」では、健康の考え方(ア)についてふれることで健康の大

切さを認識させ、健康によい生活、すなわち

(イ) 調和のとれた生活を続けること

体の清潔を保つこと

(ウ) 明るさの調節、換気などの生活環境を整えること

の大切さを理解させることがねらいである。

さて、新設された健康の考え方、概念をどうとらえていけばよいのだろうか。ここでは、けっしてWHOの健康の定義(健康とは身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であり、単に病気や虚弱がないことではない)のようなものが求められてはいないだろう。

ところで、今回の改訂では、注目すべき点の1つに「小中高の系統性への配慮」があげられる。これまで、小学校、中学校、高等学校で、スパイラル的に扱ってきた内容を、文言を整理することで、より明確に差別化したという印象を受ける。健康の概念(上記の健康の定義)は現行では中学・高校で学ぶべき内容である。発達段階に応じた違いを考慮すると、小学校3年生に求められるのはどの程度なのだろうか。

そのヒントが光文書院の現行版教科書にあると考えている。2・3ページでは、「『けんこう』ってなんでしょう。絵を見てみんなでさがしてみましよう。」という発問から学習が始まる。実際に授業をすると、子どもたちからは、

・元気に遊ぶこと(ができること)

・友達と仲よく過ごすことができること

・自分の好きなことをして過ごせること

などの意見があげられる。やはり、3年生にとって健康の概念を具体的にとらえるのは難しい。

ここでは、自分の生活を振り返る中で、健康でいることのすばらしさに注目させるような「けんこう」のとらえ方が大切だと考えている。3年生ではこの程度でよいのではないだろうか。

家族が元気だと、自分も元気に過ごせる。周囲の人とのかかわりはこの程度でよいと思われる。

体を動かして思いっきり遊ぶことができる。子どもたちが真っ先に思いつく「健康」。



車いすに乗っている子。しかし、けっして不健康なわけではなく、その子にとって「健康」である、ということがわかることも重要。健康な人・不健康な人とならないように留意したい。

やさしさなど、心の状態にも目を向けさせたい。

明るい表情、穏やかな表情などから、「笑ってられる」など、子どもの身近な部分から入っていくとよい。

(光文書院『小学保健』3・4年 掲示資料3-1)

そう考えると、新設された内容アの健康の概念はそれほど目新しいものと考えなくてもよいだろう。これまでの学習どおり、『毎日明るく、楽しく元気に過ごしていることが「健康」な生活』であり、そのすばらしさを感じさせる時間としてとらえることで十分対応していけると思われる。

2. どんな授業が考えられるか

この単元では、健康のすばらしさを感じさせたい。それが、イヤウの内容を学習する意味づけ、動機づけになるだろう。

そこで、現行の教科書をもとに「健康」の考え方を探りながら、どのような授業が展開できるのか考えてみたい。23年度までの移行期間についてもこの教科書で十分対応できると考えている。

この単元は小学校の保健学習のスタートである。中学校、あるいは高等学校までの保健学習のスタートと考えると、あらためてこの時間の重要性を感じる。だからこそ、まずは子どもたちから出た言葉を大切にしていきたい。「けんこう」について思いつくままに発表させるなかで、自分の考え

をまとめ、自分のこととしてとらえさせたい。

教師がまとめるときには多方面に広げることなく、毎日明るく、楽しく元気に過ごしていることが「健康」であるという、おおよその概念にとどめるべきだと考える。

さて、授業の中では先述のような子どもの意見が予想される。仮に、補助発問を用意するのであれば、「健康だとどんなことができるかな？」や実際に大型掲示用資料(上掲)を示し、「この場面は？」ときいてみるのもよいだろう。

おわりに

学習指導要領改訂後の保健学習は「健康ってすばらしい」からスタートする。そのことが、学習意欲につながることを期待したい。しかし、実際に「健康でいること」は案外難しい。自分を大切にすること。自分をすてきと思えること。夢に向かってすすくと育ち「なりたい自分」になるためには「健康でいること」が重要だということ、保健学習を通じて伝えていきたいと考えている。

(さの たかゆき)

ライフスキルを高める 保健学習をめざして

～“知る”授業から“感じる”授業への転換～

神奈川県相模原市立青葉小学校教諭 高橋 一幸



はじめに

これからの保健学習における方向性やミニマムの内容が明らかになってきている。そこであらためて強調されていることは「知識を実生活の行動に結びつけていくこと」であり、そのために「ライフスキルの形成を重視していること」である。

ライフスキルを高めていく保健学習を展開することは、今後ますます重要になってくる。知識のある部分を強調して伝えることで意識の変化を図るという学習形態は、態度や行動の変化に一定程度の効果があることはわかっているが、継続性に欠けるという弱点がある。しかし、「ライフスキルを高める」ことに重点をおいた指導では、積極的な態度受容につながるということが各種の研究や実践でも明らかになっている。つまり、“知る”だけの授業から、獲得した知識を活用する学習活動をし、“感じる”ことのできる授業が、児童1人ひとりの適切な意思決定や行動選択(=実践力)につながっていくと考える。

実践力を形成するための学習方法はいくつか考えられるが、ここではロールプレイングに注目したい。

ロールプレイングを「心の健康」の学習で

第5学年では、心の発達および不安、悩みへの対処について理解する「心の健康」の学習がある。私が担任したクラスでは、友達関係に悩む児童や、上手にコミュニケーションができない児童に、いろいろな対処のしかたや自分らしさを出す自己表現を学んでほしいという願いがあった。そこで、ロールプレイングを積極的に取り入れた学習を展開した。

授業では児童1人ひとりが今までの学校生活を振り返り、抱えている悩みや不安について考えた。

それらは自分だけでなくだれもが経験することであることを養護教諭の話などからも知った。そして悩みや不安の解消のために、全員がロールプレイングを体験したのである。

ロールプレイングの目的や進め方の詳細については割愛するが、児童には約束などをていねいに説明した。

【ロールプレイングを行うときの約束】

- 見ている人たちは、演技について「うまい」「へた」などの感想を言ってはいけない。
- 本当の名前を言ってはいけない。
- 相手をだますような言い方をしてはいけない。
- 演技の途中で不安な気持ちになったら、演技を中止してもよい。
- セリフは見ながらでもよいので、気持ちを込めて演じる。

【ロールプレイングが終わってから】

- 感想を出し合い、クラスで共有化を図る。

児童には、事実に近い3分程度の場면을提示した。次の3つの内容を、ペアで全員が行った。

- ①もし、友達がひみつをもらしたら
- ②友達とのけんかをだれかに相談したいとき
- ③友達とけんかの仲直りをしたいとき

授業後に、児童からは「ロールプレイングがよかった、やってよかった」という意見がある一方で、「恥ずかしかった、難しかった」という意見も出された。このような学習形態は単発的ではなく、繰り返し、継続して取り組んでいくことが必要だと強く感じた。



(光文書院『小学保健』5・6年 P.7)

「けがの防止」の単元で取り入れていこう

第5学年では「学校生活の事故などによるけがの防止」の内容を学んでいる。新学習指導要領では、「身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止」と、危険の及ぶ範囲が広がり、学ぶべき内容も広範囲になってくるであろう。この中には不審者への対策も大きく取り上げられることも考えられる。この学習をロールプレイングを取り入れて進めてはどうだろうか。

ここで最も大切になるのが場面設定である。家庭・地域・学校で実際にあった事例や不審者情報の中から選択するのが望ましい。児童の実態や発達段階を考えると、低・中・高学年で扱う内容が異なってくる。例えば、

低学年：校庭に様子がおかしい人がいる。
 中学年：家の人が留守のときに知らない人から電話がかかってきた。
 高学年：しつこくついてくる人がいる。

低・中学年においては、学級活動や安全指導の中で系統的に進めておくことが大切であり、第5学年の保健学習で上記の内容を扱う場合には、これまで獲得してきた事柄を知的に深化し、統合し、その成果をさらに発展させるという視点が求められる。つまり、どうして不審者が現れるのか、どのようなときに多くなるのか、男子と女子とで気をつけることが違うのではないかなど、背景にある事象にまでふみ込んで考えていくことが大切であろう。

こうした内容をロールプレイングで学習するとき、ポイントとなるのは次の3点である。

- 不審者役は、教師や大人にする。児童に不審者役をさせてはならない。
- 全員が行うのが望ましい。しかし時間的制約があるため、グループで行ったりワークシートを活用したりする。
- 感想を出し合い、クラスで共有化を図る。

また不審者による被害の広がりを最小限に防ぐ意味で、その特徴をできる範囲で覚えておいてほしいことも伝えておきたい。

このような学習展開を、発展内容として紹介している現行の教科書もある。子どもたちのライフスキルを高め、実践力を育てていくために、本校

でも積極的に取り組んでいきたい。

低学年からの取り組み

こうして考えてくると、大切なことはやはり低学年からの取り組みと、学校・家庭・地域の協体制であることにあらためて気づかされる。

低学年には不審者対策のビデオを使って指導するのも非常に効果的である。また本校では、安全教育と人権教育の取り組みのひとつとして、地域のNPO法人の「CAP」(キャップ, Child Assault-Prevention, 子どもへの暴力防止プログラム)のグループをお招きして、1年生でワークショップを行っている。90分のワークショップの中で、いじめや誘拐、性暴力、信頼する大人や先生に相談するという内容をロールプレイングによって学んだ。本市ではこの取り組みを積極的に広めており、現在では多くの小学校で実施されている。

おわりに

現在、多くの学校で健康教育が推進されている。本校でも3年前から学校全体で取り組みはじめた。平成19年度は「健康教育実践協力校」として、子どもたち1人ひとりが元気になる取り組みを考え、成果を積み重ねてきた。忘れてはならないことは、保健学習が健康教育の要であるということである。

保健指導や安全指導も含めた1時間1時間の学習の積み重ねが、関連する教科や家庭での活動に広がり、適切な意思決定や行動選択につながっていくという視点である。しかしながら、学習したことが成果として行動としてすぐには現れないのが保健学習である。「健康教育はロマンの教育」という言葉を思い出す。長期的な視野で、子どもたちと楽しみながら、少しずつ実践を積んでいこうと思う。(たかはし・かつゆき)